

※ああいいうえお：総合管理計画に引用した部分

公共施設の見直し方針

～ 「あれば便利」から「賢く使う」へ ～

平成 2 7 年 3 月

宇城市

I はじめに

本市では、合併前に整備された福祉施設、スポーツ・文化施設等、約230施設にのぼる多くの施設を引き継ぎ、今日までの行政サービスに活用してきました。これらの公共施設は、住民の福祉の増進を目的に、建設当時の社会情勢や市民ニーズに対応するため設置してきたものです。

しかし、社会情勢の変化や市民ニーズの多様化、合併による状況の変化等により、公共施設の在り方も変わりつつあります。

このため、施設の中には、当初の設置目的と現状が整合していないもの、機能が重複した類似施設が複数存在するもの、また、民間の力が成熟し質の高い公的サービスの提供が可能であり民間での運営が効率的なものなど、今後、解決すべき課題が多くあります。

また、本市の財政状況は、合併による特例措置の終了により、平成27年度から歳入（地方交付税）が大幅に減少する一方で、社会保障費の増大など様々な行政課題に対応するための事業を実施していかなければならないことから、ますます厳しくなるものと見込まれます。

今後、限られた財源の中で、社会情勢の変化や市民ニーズに対応しながら、効率的・効果的な施設運営を行うには、既存施設の廃止、統合、移譲等を視野に入れた、公共施設の抜本的な見直しを行わなければなりません。また、本市の人件費（職員数）は、類似団体・県内合併市町と比べ高い状況にあり、この事からも公共施設の整理・統廃合であるといえます。このため、見直しに当たっての方針をここに定め、積極的に取組を進めていきます。

1 公共施設の現状と課題

（1）現状

市が保有する公共施設には、市役所庁舎等の市が事務を行うための施設（公有財産）と、一般に広く市民が利用する施設（公共用財産）の2種類があります。

施設の見直しについては、これまで「第1次・第2次宇城市行政改革大綱」に基づく「効果的な施設運営」の推進の中で廃止、統合、移譲（民営化）等に取り組んできたところです。

これまで、見直しを行った主なものは、次のとおりです。

1 支所の見直し	5施設を4施設、支所職員の適正配置
2 養護老人ホームの民間移譲	1施設
3 幼稚園の廃止	1施設
4 海技学院の民間移譲	1施設
5 指定管理施設への移行	19施設

しかしながら、ほとんどの公共施設について、住民サービスの後退への懸念や、住民感情を考慮したため、本格的な見直しができないまま引き継いできました。

平成24年度の決算審査では、監査委員から「平成27年度から交付税が減額されるが、その後の対策としての大きな問題である公共施設の統廃合や民間委託等の改革については避けて通れない。」との意見があっています。

また、平成25年度に取り組んだ「熊本県市町村行政体制強化支援事業」においても、熊本県市町村財政課から「国・地方財政の厳しい状況が続く中、合併市町村である宇城市においては、合併前に整備したすべての施設を維持し続けることは、合併効果が十分発揮されない恐れもある。少子高齢化の進展及び生産人口の減少といった人口構造の変化等、社会情勢に応じた公共施設のあり方等の総合的な対策が急務である。」との助言をいただいているところです。

加えて、平成26年4月22日付けの総務大臣通知で、地方公共団体の財政負担の軽減・平準化、公共施設の適正配置を目的に、「公共施設等総合管理計画」の策定を要請されています。

《参考》

施設管理経費比較表（宇城市：宇土市）

単位：百万円

施設区分	①宇城市		②宇土市		比較①-②	
	管理費	うち人件費	管理費	うち人件費	管理費	うち人件費
公園	26	0	18	0	8	0
公営住宅	145	94	61	36	84	58
保育所	642	544	0	0	642	544
養護老人ホーム	97	70	0	0	97	70
老人福祉センター	22	0	0	0	22	0
幼稚園	0	0	159	139	△ 159	△ 139
本庁舎	101	22	92	28	9	△ 6
支所出張所	83	29	74	71	9	△ 42
児童館	73	66	36	31	37	35
公会堂・市民会館	102	17	61	0	41	17
公民館	57	37	59	39	△ 2	△ 2
図書館	128	84	66	39	62	45
美術館	12	7	0	0	12	7
計	1,488	970	626	383	862	586

* 平成24年度地方財政状況調査（総務省）46表より

・46表作成要領に基づく調査対象施設の歳出状況ですので、市保有の施設全ての歳出状況ではありません。

* 宇土市の管理費欄は、（宇土市の決算額÷宇土市の人口）×宇城市の人口

（２）課題

今後、ますます厳しくなる市の財政状況を見据える中では、既存の全ての施設を保有し続けることは困難と考えられるため、残すべき施設を選択し、施設の廃止、統合、移譲等を進めることが大きな課題となっています。このため、一定の見直し方針の下、既存施設の現状を把握し、見直しに向けた取組を実施していく必要があります。

2 見直し期間

見直し期間の目標年度は、平成31年度とします。

普通交付税等の合併算定替による加算額が、平成27年度から平成31年度までの5年間で段階的に削減され、平成32年度には宇城市本来の額（一本算定）となります。

このため、早急に見直しの方向性を決定し、できるところから順次、施設の廃止、統合、移譲等を進めていく必要があります。

特に、全国的な行政改革の流れによる移譲（民営化）対象施設や、耐震不足と診断されている施設など老朽化対策が必要な施設については、できる限り早い時期に見直しに向けた方向性を決定しなければなりません。

H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
合併特例措置終了	⇒普通交付税等の合併算定替による 加算額が段階的に減少 ⇒					本来の普通交付税（一本算定）
見直し方針の策定	見直し実施に向けた調整 見直し実施⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒					
第1種（H26～28）			第2種（H26～31）			
直ぐにとりかかるべき施設 ・行政主導が可能な施設 ・代替措置が取りやすい施設 ・既に住民説明等に着手している施設			影響が大きく、段階的に取り組まなければならない施設			

Ⅱ 見直し方針

1 対象施設

基本的に、市が所有する公共施設のすべてを対象とします。

＊公共施設とは？

公共施設は、地方自治法において定義づけされていないものの、行政用語としては一般的に使用されています。通常、自治体が所有する公有財産で、市が何らかの形で全部もしくは一部に公費を投入し、行政財産として直営または指定管理している建物等を総称し「公共施設」と呼んでいます。

2 基本的な考え方

現在の社会・経済情勢や財政状況の変化を踏まえた上で、「必要な施設か（要るか要らないか）、市が運営すべきか（市か民間か）、施設数が適正か（多いか少ないか）、効率的・効果的な管理運営となっているのか」といった観点から、公共施設の見直しを行います。

なお、検討に当たっては、施策を推進するための個別の推進計画がある場合は、その計画との整合に留意することとします。

3 見直しの視点と方向性

施設の廃止、統合、移譲等を進める際には、客観的にその妥当性が判断できるよう、次の視点から分析及び検証を行った上で、総合的に判断します。

（１）施設の設置意義からの視点

- ・施設の設置目的が現状の市民や利用者のニーズと一致しているか。
- ・施設の設置目的が利用実態に整合しているか。
- ・施設の設置目的に即した専用施設でなければならないか。

《見直しの方向性》

施設の設置目的が市民や利用者のニーズと一致していない。⇒「廃止」「用途変更」

施設の設置目的と利用実態が整合していない。⇒「廃止」「移譲」「用途変更」

施設の設置目的に即した専用施設でなくてよい。⇒「複合化」

(2) 施設の機能からの視点

・ 公共施設間で機能が重複していないか。

・ 民間で同種・同様のサービスが提供されていないか。

・ 市全域から見て適正な配置となっているか。(配置バランス、利用機会の平等等)

・ 機能が向上し、効率的・効果的な運営がなされている。

《見直しの方向性》

公共施設間で機能が重複している。⇒「廃止」「統合」「複合化」「用途変更」

民間で同種・同様のサービスが提供されている。⇒「廃止」「移譲」「用途変更」

市全域から見て適正な配置となっていない。⇒「統合」「複合化」

機能が向上し、効率的・効果的な運営がなされている。⇒「現状維持」

(3) 施設の利用状況からの視点

・ 利用率が低下していないか。

・ 利用者が一部の地域や団体等に集中(占有)していないか。

・ 利用率が高く、効率的・効果的な運営がなされている。

《見直しの方向性》

利用率が低下している。⇒「廃止」「複合化」「用途変更」

利用者が一部の地域や団体等に集中している。⇒「移譲」

利用率が高く、効率的・効果的な運営がなされている。⇒「現状維持」

(4) 施設の劣化からの視点

・ 施設の劣化により、施設の安全性や快適性、機能性が失われているか。

・ 施設の機能の維持に、多大な財政負担を要さないか。

《見直しの方向性》

施設の劣化により、施設の安全性や快適性、機能性が失われている。⇒「廃止」「複合化」

施設の物的機能の維持に、多大な財政負担を要する。⇒「廃止」「複合化(機能移転)」

(5) 管理形態からの視点

・ より効率的な方法で管理運営を行うことができないか。

・ 民間事業者の専門性やノウハウの導入などの必要性がないか。(指定管理者等)

《見直しの方向性》

より効率的な方法で管理運営を行うことができる。⇒「複合化」「管理形態の見直し」

民間事業者の専門性やノウハウの導入などが必要である。⇒「管理形態の見直し」

<用語説明>

「廃止」 当該施設での行政サービスの提供を廃止するもの

「統合」 公共施設間で類似の行政サービスを提供している施設を統合するもの

「移譲」 当該施設を民間又は地域等へ譲渡（有償又は無償）するもの（民営化）

「複合化」 当該施設の機能を他の施設に移すもの（機能移転）

他の施設から機能集約し、複合的に行政サービスを提供するもの（機能集約）

「用途変更」 当該施設の設置目的を他の目的に変更するもの

「管理形態の見直し」 運営に係る事務の委託や指定管理者制度の導入や空スペースの活用など、より効率的・効果的な管理運営方法に見直すもの

「現状維持」 効率的・効果的な運営がなされているもの

Ⅲ 施設別の見直し方針

公共施設には、様々な行政目的で旧町時代から設置した体育施設、産業振興施設、集会施設、文教施設、医療・福祉施設等が多数あります。これらの施設の見直しについては、「民間に任せられないのか、市内に旧町単位でおおの必要か、複合施設ではいけないのか」など、それぞれの施設の状況に合わせて、おおむね下記の方針に基づき取組を進めていきます。

1 民間で同種・同様のサービスが提供されている施設

市が行っている事業で、移譲（民営化）により、一層のサービスの向上が図れるもの、また、同程度のサービスが確保され経費の低減が図れるものについては、積極的に「移譲」を進めます。

2 同種のサービス提供施設が複数ある施設（旧町ごとにある施設）

効率的、合理的な活用がなされているか検証し、より効果的な整備・運用ができるよう「廃止」「統合」「用途変更」を進めます。また、機能移転・集約を検討し、積極的に「複合化」を進めます。

＊市内に1つあるべき大規模施設と全域に必要な一般的（地域密着型）施設とのすみわけが必要。

3 老朽化が著しい（耐震不足）施設

老朽化が著しい施設については、原則「廃止」を進めます。但し、サービス提供施設として必要とするものについては、他施設への「複合化（機能移転）」など代替案を考えていきます。

Ⅳ 各施設の個別見直し方針

各施設の個別見直し方針については、「Ⅱ-3 見直しの視点と方向性、及び、Ⅲ 施設別の見直し方針」に基づき見直しを行い、別途「施設別管理運営方針」を作成します。

Ⅴ 見直しの進め方

平成27年度から大幅な歳入の減少が見込まれることから、早急に公共施設の見直しを進める必要があります。このため、見直しを先送りせず、本方針に基づき、市民や関係団体等の意見を伺いながら、以下の手順により積極的に取組を進めます。

- ① 機能の存続を原則に、公共施設の見直しを行う。（機能移転・集約⇒複合施設化）
- ② 公共施設の見直しに当たっては、客観的な見直しの判断を行うため、施設の概要を示す基本情報を始め、利用状況や管理運営状況、収支状況等、施設運営に関する情報等を整理する。
- ③ 本方針及び施設別管理運営方針に基づき、随時、各施設の見直しの方向性について検討し、原則として平成31年度までに取組みが完了することを目標に見直し計画（統廃合年次計画）を作成する。
- ④ 見直し計画により、施設の廃止、統合及び移譲等を進める。

※ 指定管理者制度を導入している施設の見直しについては、指定期間を考慮し、満了時には見直し結果に基づいた取組が実施できるよう遅滞なく見直し事務を進める。

VI その他

1 見直しを進める上での留意点

見直しを進める際には、可能な限り下記の点に留意しながら進めます。

- ① 議会、地元、利用者等への説明
（個別の問題としてではなく、市全体の問題として理解をお願いしていきます。）
- ② 利用者への代替措置
- ③ 施設の運営に携わっている職員等の配置転換等
- ④ 廃止後の施設の利活用の方策
- ⑤ 行政財産用途廃止に係る補助金等の返還（関係官庁への用途変更・廃止手続き）

2 方針の見直し

本方針は、平成26年度に策定する「第3次宇城市行財政改革大綱」の推進期間（27～31年度）の終了に合わせて見直しを行う。ただし、見直しの変更が必要であると判断した場合には、その都度見直しを行います。

各施設の個別見直し方針「施設別管理運営方針」については、方向性の変更・追加等があった場合は、改定版を作成することとします。